

JAXA第4期中長期目標及び第4期中長期計画の変更について

令和2年9月24日
文部科学省宇宙開発利用課

JAXA法第19条に基づき、令和2年6月30日に閣議決定された宇宙基本計画の変更に伴い、JAXA中長期目標・計画の変更を行う。

第十九条 主務大臣は、通則法第三十五条の四第一項に規定する中長期目標（次項及び次条において「中長期目標」といい、航空科学技術に関する基礎研究及び航空に関する基盤的研究開発並びにこれらに関連する業務に係る部分を除く。）を定め、又は変更するに当たっては、宇宙基本法第二十四条に規定する宇宙基本計画に基づかなければならない。

◆その他変更のポイント

- ・「独立行政法人の目標の策定に関する指針（参考資料4）」改訂を受けた変更

p.127（2）より抜粋

目標において、人材確保・育成方針の策定を求めるとし、その際、例えば、人材面の強化が必要と考えられる分野や、人材確保に当たり当該法人内部での育成に限らず関係機関・団体との人材交流も視野に入れることなど、必要な人材を確保・育成する上で留意を求めべき事項がある場合には、併せて示す。

◆スケジュール

～9月末	共管4府省JAXA部会
10月上旬	総務省・文科省 研究開発法人審議会
10月中旬	大臣レク・省内決裁
10月中旬	財務省・総務省行政管理局最終協議
10月23日	総務省独立行政法人評価制度委員会評価部会
10月末	内閣総理大臣・財務大臣協議（公文）
11月上旬	法人へ目標指示

- ・財務諸表との整合性を図る観点から、セグメント（Ⅲ.3～Ⅲ.7）の構成は変更しない。
- ・新宇宙基本計画に記載された項目名（赤字）、項目順（下線）に原則統一する。

変更案

- I. 政策体系におけるJAXAの位置付け及び役割
- II. 中長期目標の期間
- III. 宇宙航空政策の目標達成に向けた具体的取組
 1. JAXAを取り巻く環境変化
 2. JAXAの取組方針
 3. 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施
 1. 準天頂システム衛星等
 2. 海洋状況把握・早期警戒機能等
 3. 宇宙状況把握
 4. 宇宙システム全体の機能保証強化
 5. 衛星リモートセンシング
 6. 宇宙科学・探査
 7. 国際宇宙探査
 8. ISSを含む地球低軌道活動
 9. 宇宙輸送システム
 10. 衛星通信等の技術実証
 11. 人工衛星等の開発・運用を支える基盤技術
 4. 宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組
 1. 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組
 2. 新たな価値を実現する宇宙産業基盤・科学技術基盤の維持・強化（スペース・デブリ対策、宇宙太陽光発電含む）
 5. 航空科学技術
 6. 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組
 1. 国際協力・海外展開の推進及び調査分析
 2. 国民の理解増進と次世代を担う人材育成への貢献
 3. プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保
 4. 情報システムの活用と情報セキュリティの確保
 5. 施設及び設備に関する事項
 7. 情報収集衛星に係る政府からの受託
- IV. 業務運営の改善・効率化に関する事項
- V. 財務内容の改善に関する事項
- VI. その他業務運営に関する重要事項
 1. 内部統制
 2. 人事に関する事項

現行

- I. 政策体系におけるJAXAの位置付け及び役割
- II. 中長期目標の期間
- III. 宇宙航空政策の目標達成に向けた具体的取組
 1. JAXAを取り巻く環境変化
 2. JAXAの取組方針
 3. 宇宙政策の目標達成に向けた宇宙プロジェクトの実施
 1. 衛星測位
 2. 衛星リモートセンシング
 3. 衛星通信
 4. 宇宙輸送システム
 5. 宇宙状況把握
 6. 海洋状況把握・早期警戒機能等
 7. 宇宙システム全体の機能保証
 8. 宇宙科学・探査
 9. 国際宇宙ステーション
 10. 国際有人宇宙探査
 11. 人工衛星等の開発・運用を支える基盤技術
 4. 宇宙政策の目標達成に向けた分野横断的な研究開発等の取組
 1. 民間事業者との協業等の宇宙利用拡大及び産業振興に資する取組
 2. 新たな価値を実現する宇宙産業基盤・科学技術基盤の維持・強化（スペース・デブリ対策、宇宙太陽光発電含む）
 5. 航空科学技術
 6. 宇宙航空政策の目標達成を支えるための取組
 1. 国際協力・海外展開の推進及び調査分析
 2. 国民の理解増進と次世代を担う人材育成への貢献
 3. プロジェクトマネジメント及び安全・信頼性の確保
 4. 情報システムの活用と情報セキュリティの確保
 5. 施設及び設備に関する事項
 7. 情報収集衛星に係る政府からの受託
- IV. 業務運営の改善・効率化に関する事項
- V. 財務内容の改善に関する事項
- VI. その他業務運営に関する重要事項
 1. 内部統制
 2. 人事に関する事項

②JAXAを取り巻く環境

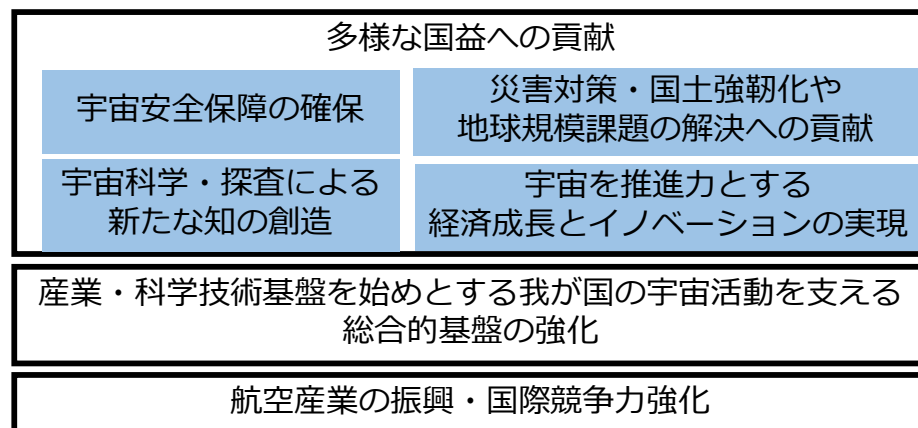
下記赤字の内容を追記。

- ・宇宙空間の安全保障上の重要性増大
- ・災害対策等の重要性増大
- ・気候変動対策の重要性増大
- ・宇宙航空産業への期待
- ・宇宙航空産業の国際的競争激化
- ・宇宙航空分野における新興国の台頭
- ・世界各国での探査活動の活発化（国際宇宙探査、日本人宇宙飛行士の活躍意義等）
- ・デジタルイゼーション及び先進科学技術の急速な進展に伴う産業・科学技術基盤の揺らぎへの懸念
- ・ポストコロナにおける社会構造の変革

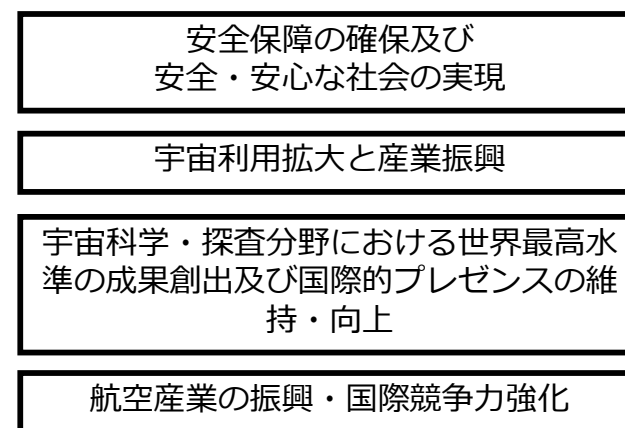
③JAXAの取組方針

新宇宙基本計画「2. 我が国の宇宙政策の目標」の構成に従い、取組方針を変更。

変更案：3本柱



現行：4本柱



（国際宇宙探査への参画）

火星を視野に入れつつ、月での持続的な活動を目指す、米国提案による国際宇宙探査（アルテミス計画）に対し、日米協力関係の強化をはじめとする国際協調を基本として、我が国が重要な役割をもって参画することにより、地球低軌道より遠方の深宇宙における我が国の主導権、発言権を強化し、新たな国際協調体制やルール作りに当たって、我が国がイニシアティブを発揮することを目指す。

アルテミス計画への戦略的な参画及び同計画の先を見据え、主体的に技術面を含めた我が国の計画の検討を進めるとともに、我が国として優位性や波及効果が見込まれる技術（深宇宙補給技術、有人宇宙滞在技術、重力天体離着陸技術、重力天体表面探査技術）の実証に、宇宙科学・探査における無人探査と連携して取り組む。その上で、アルテミス計画に、「月周回有人拠点（ゲートウェイ）居住棟への技術・機器の提供」「HTV-Xによるゲートウェイへの物資・燃料補給」「月極域探査により獲得する月面の各種データや技術の共有」「月面探査を支える移動手段」等により貢献し、日本人宇宙飛行士の活躍の機会を確保する等、我が国の宇宙先進国としてのプレゼンスを発揮する。（以下略）（Ⅲ.3.7）

（将来の宇宙輸送システムの研究開発）

将来的に、我が国の安全保障の確保、安全・安心な社会の実現、宇宙利用の拡大と産業の振興、世界最高水準の科学的成果創出及び我が国の国際的プレゼンスの維持・向上等に貢献することを見据え、スペース・デブリ対策技術、革新的な将来宇宙輸送システム技術（再使用技術、革新的材料技術、推進系技術（液化天然ガス（LNG）、エアブリージング）、有人輸送に資する信頼性向上技術等）等の社会を先導するような挑戦的な研究開発を推進し、新たな事業領域の開拓や非連続的な技術革新を目指す。（Ⅲ.4.2）

（衛星関連の革新的基盤技術開発）

測位、通信、地球観測衛星等の衛星に関する自立性の確保や国際競争力の強化に向けて衛星の利用側を含めたキーとなる産学官の主体で構成される衛星開発・実証プラットフォームの体制の下、各府省庁、大学・研究機関、ベンチャー企業を含む民間事業者等と連携し、将来ユーザニーズを先取りした革新的で野心的な衛星技術の研究開発・実証を推進し、我が国の衛星基盤技術の発展に貢献する。なお、衛星関連の革新的基盤技術開発・実証を推進するにあたっては、本プラットフォームの下、（中略）、先端的な衛星技術や開発・製造方式について小型・超小型衛星によりアジャイル開発・実証を行う技術刷新衛星プログラム、大学や研究機関等に対する超小型衛星等を用いた新規要素技術の実証及び新規事業につながる技術の実証機会を提供する革新的衛星技術実証プログラムなど、実証する技術の規模や成熟度に応じて適切な技術実証手段を活用して進める。（Ⅲ.4.2）

（宇宙科学・探査による新たな知の創造）

宇宙科学・探査ミッションの遂行及び研究に当たっては、大学共同利用システムを通じ、研究者からの提案に基づくボトムアップを基本として、国際宇宙探査との連携も考慮した上で、長期的な視点に立って戦略的に成果を得られるようプログラム化も行いつつ、将来の多様なプロジェクトにおけるキー技術としての適用を見据え、我が国が世界に先駆けて獲得すべき共通技術及び革新的技術の研究開発等（技術のフロントローディング）を実施する。また、深宇宙探査機の電源系や推進系等を革新する基盤的研究等を推進する。

プロジェクトの創出及び実施に当たっては、大学共同利用システムの下で大学を含む外部機関等との連携を強化するとともに、我が国の強みであるサンプルリターンについて、サンプル分析等のフォローアップが的確に実施できる体制の整備を図りつつ、学術界における成果創出に貢献する。（Ⅲ.3.8）

（新型コロナウイルス感染症に係るJAXAの取組）

Ⅲ.1 JAXAを取り巻く環境

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動や地球環境に対して様々な変化が急激に生じ、密から疎へと社会構造の変革が生まれつつある中、**位置・時刻・画像情報や通信機能の提供を実現する宇宙システムには、宇宙のモニタリング機能等を活かしてウィズコロナ・ポストコロナ社会発展へ貢献することが期待されている。（宇宙に関する記載）**

新型コロナウイルス感染症の影響により、社会経済活動や地球環境に対して様々な変化が急激に生じ、密から疎へと社会構造の変革が生まれつつある中、**移動に対する社会的価値観が変化すると予想される今後のウィズコロナ・ポストコロナ社会においても、環境負荷の低減や運航コストの削減、時間的・地理的制約の緩和等に寄与し、航空輸送の価値をより一層高める研究開発等によって貢献する必要がある。（航空に関する記載）**

Ⅲ.2 JAXAの取組方針

新型コロナウイルス感染症の拡大防止及びその社会的影響等に係る把握及び解析に資する宇宙システムの活用に取り組むなど、ウィズコロナ・ポストコロナ社会発展への貢献を目指す。

参考) 独立行政法人通則法 (抜粋)

(中長期目標)

第三十五条の四 主務大臣は、五年以上七年以下の期間において国立研究開発法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中長期目標」という。）を定め、これを当該国立研究開発法人に指示するとともに、公表しなければならない。これを変更したときも、同様とする。

2 中長期目標においては、次に掲げる事項について具体的に定めるものとする。

一 中長期目標の期間（前項の期間の範囲内で主務大臣が定める期間をいう。以下同じ。）

二 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する事項

三 業務運営の効率化に関する事項

四 財務内容の改善に関する事項

五 その他業務運営に関する重要事項

3 主務大臣は、中長期目標を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、委員会の意見を聴かなければならない。

4 主務大臣は、前項の規定により中長期目標に係る意見を聴こうとするときは、研究開発の事務及び事業（軽微なものとして政令で定めるものを除く。第三十五条の六第六項及び第三十五条の七第二項において同じ。）に関する事項について、あらかじめ、審議会等（内閣府設置法（平成十一年法律第八十九号）第三十七条若しくは第五十四条又は国家行政組織法（昭和二十三年法律第二十号）第八条に規定する機関をいう。）で政令で定めるもの（以下「研究開発に関する審議会」という。）の意見を聴かなければならない。

5 主務大臣は、研究開発に関して高い識見を有する外国人（日本の国籍を有しない者をいう。次項において同じ。）を研究開発に関する審議会の委員に任命することができる。

6 前項の場合において、外国人である研究開発に関する審議会の委員は、研究開発に関する審議会の会務を総理し、研究開発に関する審議会を代表する者となることはできず、当該委員の数は、研究開発に関する審議会の委員の総数の五分の一を超えてはならない。

(中長期計画)

第三十五条の五 国立研究開発法人は、前条第一項の指示を受けたときは、中長期目標に基づき、主務省令で定めるところにより、当該中長期目標を達成するための計画（以下この節において「中長期計画」という。）を作成し、主務大臣の認可を受けなければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

2 中長期計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

一 研究開発の成果の最大化その他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

二 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

三 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

四 短期借入金の限度額

五 不要財産又は不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

六 前号に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画

七 剰余金の使途

八 その他主務省令で定める業務運営に関する事項

3 主務大臣は、第一項の認可をした中長期計画が前条第二項第二号から第五号までに掲げる事項の適正かつ確実な実施上不適当となったと認めるときは、その中長期計画を変更すべきことを命ずることができる。

4 国立研究開発法人は、第一項の認可を受けたときは、遅滞なく、その中長期計画を公表しなければならない。